

このニュースでは(仮称)東忠岡地区認定こども園について随時お知らせしていきます。

## 認定こども園、幼稚園、保育所それぞれの違いはどのようなところ？(2)

2015年に誕生した「子ども・子育て支援新制度」により、認定こども園や新制度下にある幼稚園、保育園に入園するためには、自治体から認定を受ける必要がきました。認定は、子どもの年齢と「保育を必要とする事由」によって1号・2号・3号と区分が分かれています。

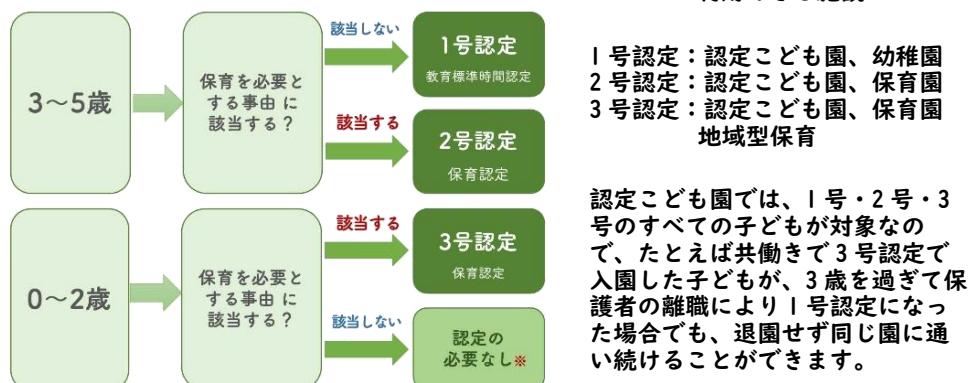
### ■「保育を必要とする事由」とは？

- ・就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の病気、障害
- ・親族の介護、看護
- ・災害復旧
- ・求職活動中
- ・就学や職業訓練中
- ・虐待やDVの恐れがある
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ・その他、市町村が認める場合



### ■認定区分の決まり方

#### 子どもの年齢



### <利用できる施設>

1号認定：認定こども園、幼稚園  
2号認定：認定こども園、保育園  
3号認定：認定こども園、保育園  
地域型保育

認定こども園では、1号・2号・3号のすべての子どもが対象なので、たとえば共働きで3号認定で入園した子どもが、3歳を過ぎて保護者の離職により1号認定になった場合でも、退園せず同じ園に通い続けることができます。

## 幼稚園・保育所職員合同研修会

認定こども園化に向け、幼稚園と保育所の職員の合同研修を実施しています。

「子どもがまんなかの教育・保育について」  
講師：常磐会短期大学 幼児教育科  
中村 妙子准教授

施設長、主任、教育みらい課参事が参加し、事前に、こども園開園に向け、KPT法により、K（keep：継続したいもの）P（プログラム：課題）T（try：新しく挑戦すること）を出し合い、それをもとに指導、ご意見をいただきました。

第9回 1月13日（木）於：保育所

## 1月の進捗状況

掘削・捨てコン打設・基礎背筋の作業が始まっています。



## \* \* \* 2月の月間工程表 \* \* \*

月間工程表は以下のとおりです。作業進捗によって変更の可能性があります。

作業時間：8時～18時

2月初旬	認定こども園	掘削
2月中旬		捨てコン打設
2月下旬		基礎背筋



### お問い合わせ

忠岡町役場 教育委員会 教育みらい課

TEL：0725-22-1122

FAX：0725-22-1855

